

## 高齢運転者交通事故防止対策ワーキングチームの設置について

〔平成 28 年 11 月 24 日〕  
交通対策本部長決定

- 1 「高齢運転者の交通事故防止対策の推進について」(平成 28 年 11 月 24 日交通対策本部決定)に基づき、「高齢運転者交通事故防止対策ワーキングチーム」(以下「ワーキングチーム」という。)を設ける。
- 2 ワーキングチームは、内閣府政策統括官(共生社会政策担当)を議長とし、次に掲げる者をもって構成する。ただし、議長は、必要があると認めるときは、構成員を追加することができる。  
警察庁交通局長  
総務省大臣官房地域力創造審議官  
厚生労働省老健局長  
経済産業省製造産業局長  
国土交通省総合政策局長
- 3 議長は、ワーキングチームを主宰する。
- 4 構成員は、各省庁における高齢運転者の交通事故防止対策に関する検討成果等をワーキングチームにおいて報告するものとする。
- 5 ワーキングチームは、構成員から報告のあった検討成果等を必要に応じて交通対策本部に報告するものとする。
- 6 ワーキングチームの庶務は、内閣府において処理するものとする。
- 7 前各項に定めるもののほか、ワーキングチームの運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。